

構造計算適合性判定申請書
（第一面）

建築基準法第6条の3第1項（同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
理事長 西 薊 幸 弘 様

申請日を記入

平成	年	月	日
----	---	---	---

第二面の建築主を記入

申請者氏名	印
-------	---

第二面の代表設計者を記入

設計者氏名	印
-------	---

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

確認申請書と同一としてください。ただし、設備設計者の記載は不要

(第二面)

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者 構造設計一級建築士が自ら設計した場合に記入

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

どちらにも該当する場合は両方に記入

建築士法第20条の2第3項の表示をした者 構造設計一級建築士が法適合確認した場合に記入

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

【4. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【5. 確認の申請】

申請済 ()

未申請 ()

確認機関の名称および所在地を記入。所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で記入。
未申請の場合は申請予定の確認機関の名所を記入。
未定の場合は決まり次第ご連絡ください。

【6. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替

工事種別は確認申請書に合わせてください。

【7. 備考】

※第三面は、複数棟ある場合、棟ごとに作成してください。

(第三面)

建築物独立部分別概要

建築物が1棟の場合は「1」と記入。

【1. 番号】 → 複数棟ある場合は、「2」「3」…と通し番号を記入

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

棟ごとの規模、構造を記入（確認申請書第六面）

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ. 構造】 造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準 → 通常の新築、増築等の場合はこちら

特定増改築構造計算基準 → 既存不適格に対する増改築の場合はこちら

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 → ルート3

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 → 限界耐力計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 → ルート2

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算 → ルート1

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】 → プログラムの名称を記入

【ロ. 区分】 (Super Build/SS3、BUS-5、BUILD.-貫IV十、ACE許容2など)

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)

その他のプログラム → 非認定プログラムを使用の場合はこちらにチェック

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】

特定増改築構造計算基準を適用する場合のみ記入。以下の表に従いご記入ください。

